

令和4年度実地指導における主な指摘事項

※実地指導における「速やかに改善を図るべき事項」となった項目の内、多くのサービスに共通する内容を掲載

令和5年9月26日

姫路市役所 監査指導課

実地指導における主な指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容①

①身体拘束の適正化

- ・身体拘束の適正化に係る委員会の設置がなされていない。
- ・指針及びマニュアルの未整備、研修の未実施。
- ・身体拘束の適正化に関する内容の運営規程への未記載及び市への変更届未提出。
- ・身体拘束が必要な利用者について個別支援計画にその内容が記載されていない。
- ・身体拘束の実績があるにも関わらず、記録を取っていない。
- ・身体拘束に関する同意書において、本人からの同意を得ていなかった。

②虐待防止

- ・虐待防止に係る委員会及び責任者の設置がなされていない。
- ・指針及びマニュアルの未整備、研修の未実施。
- ・上記の内容の運営規程への未記載、市へ変更届未提出。

実地指導における主な指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容②

③計画の作成（書類の交付）

- ・ 個別支援計画が作成されていない。
(提供するサービスの内容について、利用者又はその家族に説明が行われておらず、同意も得られていない。)
- ・ 個別支援計画の作成に必要な、「アセスメント」「担当者会議」「モニタリング」等の記録が整備されていない。
- ・ 個別支援計画の作成・見直しに必要な手順を踏んでいない。
- ・ 少なくとも6月に1度以上必要な見直しが行われていない。
- ・ 食事提供体制加算が個別支援計画に記載されていない。

実地指導における主な指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容③

③計画の作成（書類の交付） 続き

- ・ 個別支援計画に、利用者の同意日及び利用者の確認がないものがあった。
- ・ 個別支援計画の説明及び交付を直接処遇職員が行っていた。
- ・ 個別支援計画が未作成（又は計画案の説明、文書による同意を得る前に）にもかかわらず、サービス提供を行っているものがあった。
- ・ 個別支援計画の作成者にサービス管理責任者の名前がなかった。
- ・ 個別支援計画の見直しにおいて、計画の内容が形式的なものになっており、結果的に見直しが行われていなかった。

実地指導における主な指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容④

④人員基準

- ・勤務形態一覧表（予定・実績）を毎月作成、保管していなかった。
- ・前年度平均利用者数の算定誤りがあった。
- ・出勤簿と勤務形態一覧表の記載内容の差異があった。
- ・就業規則等と常勤の従業者が勤務すべき1週間の時間数の差異があった。
- ・非常勤職員の年次有給休暇の取得時間を勤務時間に計上していた。
- ・前サービス管理責任者が退職し、現サービス管理責任者が配置されるまでの間、サービス管理責任者を配置しておらず、サービス管理責任者が不在となった旨の届出を提出していなかった。また、サービス管理責任者欠如減算が該当するにも関わらず、減算の適用をしていなかった。

実地指導における主な指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容⑤

⑤ サービス提供記録

- ・ 利用者の署名又は記名押印がなかった。
- ・ サービスの具体的な内容がなかった。
- ・ 利用者の署名又は記名押印をしたものを保管してなかった。
- ・ 連絡帳方式で作成していたサービス提供記録について、保護者がサービス提供記録を保管し、事業所で保管していないものがあった。

⑥ 代理受領通知

- ・ 代理受領通知が合計金額の通知のみで、給付費明細が記載されていなかった。
- ・ 請求書に給付費明細が記載されていたが、代理受領通知書がなかった。
- ・ 代理受領通知書を交付していなかった。
- ・ 給付費の金額を請求書及び領収書で通知していたが、代理受領である旨及び明細内容について記載がされていなかった。

実地指導における主な指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容⑥

⑦ケース会議録

- ・ 個別支援計画作成後に、ケース会議が開催されていた。
- ・ ケース会議録が保管されていないものがあった。
- ・ 利用者ごとの会議録が作成されていなかった。
- ・ アセスメント結果を踏まえた検討内容、担当者の意見のほか、会議開催日、開催時間、参加者氏名、議事概要が記載されていなかった。
- ・ 個別支援計画に係るケース会議に対象利用者とは関係のない他事業所の職員が参加しているものがあった。

実地指導における主な指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容⑦

⑧その他

- ・協力医療機関、重要事項の掲示がなかった。
- ・運営規程の変更はしていたが、変更届が未提出であった。
- ・利用者から個人情報の利用に係る同意書を受領していなかった。
- ・利用者に関する事故について、姫路市に報告がなかった。
- ・利用者負担額等の受領について、食事提供に係る、設備の整備費用を利用者から食費として食材料費に上乗せする形で徴収していた。

実地指導における主な指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容⑧

⑧その他 続き

- ・ 創作活動等に必要な経費として、実費ではなく定額を利用者から徴収していた。
- ・ 実地指導対象月において、事業所定員を超えて利用者を受け入れている日があった。
- ・ 新型コロナウイルス感染症を予防するための自粛の場合で、在宅における支援をした際の記録について、利用者の様子等の記録が不十分であった。
- ・ 指定を受けた区画において、指定を受けた事業とは異なる事業との共用を常態的に行っていた。